

ASBJ、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2021年6月17日、改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「本改正適用指針」という）を[公表](#)しました。

本改正適用指針では、投資信託に関する取扱い及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記について定められています。



本改正適用指針のポイント

- 投資信託財産が金融商品である投資信託と、投資信託財産が不動産である投資信託を区分して、投資信託の時価の算定に関する取扱いが定められています。
- 以下の場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託で、取扱いは共通です。
 - 取引所における取引価格がある場合は、当該取引所が主要な市場である場合、その取引価格を時価とします。
 - 取引所における取引価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限がない場合は、基準価額を時価とします。
- 取引所における取引価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限がある場合
 - 投資信託財産が金融商品である投資信託は、一定の要件に該当するときは、基準価額を時価とみなすことができます。基準価額を時価とみなす場合には、他の金融商品とともに、時価の開示を行い、当該取扱いを適用した投資信託が含まれる旨を注記することが求められます。金融商品のレベル別開示等は不要ですが、追加の注記が求められます。
 - 投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額を時価とみなすことができます。基準価額を時価とみなす場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に、レベル別開示等は不要です。代わりに求められる追加の注記の一部が不要とされている点が異なります。
- 貸借対照表上、持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、時価の開示を行わないことができます。

- 2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用します。
2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から、または、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用することもできます。

I. 本改正適用指針の公表の経緯

2019年7月4日に公表された企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「2019年適用指針」という）において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定基準」という）公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとされていました。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記についても、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとされていました。

本改正適用指針は、これらの投資信託に関する取扱い及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記について、2021年1月に公表された公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて、その内容を明確化し、適用時期を遅らせたうえで公表されました。

II. 本改正適用指針の内容

(1) 投資信託の時価の算定に関する取扱い

投資信託財産が金融商品である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ）と、投資信託財産が不動産である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ）について、市場における取引価格が存在しない場合の取扱いが、解約または買戻請求（以下、合わせて「解約等」という）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるか否かを区分して定められています。

なお、本改正適用指針の投資信託の時価の算定に関する取扱いにおける「市場における取引価格」は、取引所における取引価格を意図しており、相対市場における取引価格は、「市場における取引価格」に該当しないとされています（本改正適用指針第49-2項）。この点、公開草案では不明確でしたが、本改正適用指針では明確化されています。

取引所に上場している投資信託は、当該取引所が主要な市場である場合、その取引所における取引価格が時価となると考えられます（本改正適用指針第49-2項）。

1. 投資信託財産が金融商品である投資信託

(1) 市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限がない場合

基準価額を時価とします。ただし、時価算定基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格を利用することもできます（本改正適用指針第24-2項）。基準価額を時価とする場合、当該基準価額で解約等ができることから、第三者から入手した相場価格が時価算定基準に従って算定されたものであると判断することができます（本改正適用指針第24-6項）。

(2) 市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限がある場合

次のいずれかに該当する場合、基準価額を時価とみなすことができます（本改正適用指針第24-3項）。

- ① 投資信託の財務諸表がIFRS®基準または米国会計基準に従い作成されている場合
- ② 投資信託の財務諸表がIFRS基準及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成されているが、時価の算定に関する定めが、IFRS基準または米国会計基準の公正価値測定規定と概ね同等であると判断される場合
- ③ 投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」¹に従い評価が行われている場合

この基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合は、第三者から入手した相場価格が時価算定基準に従って算定されたものであるとみなすことができます（本改正適用指針第24-6項）。なお、投資信託を構成する個々の投資信託財産が、時価算定基準と整合する評価基準で評価されているかを確認することを求めると、実務上の困難さが生じることから、上記①と②の場合においては、当該投資信託の財務諸表が、IFRS基準、米国会計基準またはこれらの基準における時価の算定に関する定めと概ね同等と判断される会計基準に従い作成されているかを確認すればよいこととされました。（本改正適用指針第49-3項）。

また、海外の法令に基づいて設定された投資信託（以下「海外で設定された投資信託」という）については、時価の算定日と基準価額の算定日とが異なる場合もありますが、それらの間の期間が短い（通常は1ヶ月程度。投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、期末日以外で算定された基準価額を時価とみなすことができます（本改正適用指針第24-5項）。投資信託財産が金融商品である、海外で設定された投資信託は、実務上、月次で基準価額が算定されることが多いため、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い場合は、通常1ヶ月程度とされました。さらに、1ヶ月を超える場合であっても、投資信託財産の流動性が低い場合には、市場からの影響を受けにくく、基準価額を時価の算定日で更新しても重要な差異が生じないこともあると考えられるため、投資信託財産の流動性などの特性も考慮して判断します（本改正適用指針第49-6項）。

投資信託財産が金融商品である投資信託の時価算定の概要を図1に示しています。

図1 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価算定の概要

上場／非上場	解約等の重要な制限	時価
上場投資信託	—	主要な市場における取引価格
非上場投資信託	なし	基準価額（※1）
		他の算定方法による価格
	あり	基準価額＋調整額
		他の算定方法による価格
		基準価額（適用要件を満たす場合）（※2）

※1：重要な制限がなく、基準価額で解約等できる場合は、時価の定義を満たすと考えられるため、基準価額が時価算定基準に従って算定されていると判断できます。

※2：基準価額を時価とみなす場合、基準価額が時価算定基準に従って算定されている

1 2021年3月11日に、投資信託協会から「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正が公表されています。

とみなすことができます。

(3) 解約等に重要な制限があるか否かの判断

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるか否かは、当該解約等の制限により基準価額を調整するとした場合の金額的重要性により判断するとされています。例えば、次のような制限のみがある場合は、解約等に重要な制限がある場合には該当しません（本改正適用指針第24-4項）。

- ① 条件が満たされる可能性が低い条件付きの解約制限（例：取引所の取引停止の場合にのみ制限される場合など）
- ② 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定
- ③ 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例：1ヶ月程度）

(4) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の開示

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、金融商品の時価等の開示に関する適用指針（以下「金融商品時価開示適用指針」という）で求められる金融商品の時価の開示（貸借対照表の科目ごとの、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額等）を他の金融商品と合わせて注記したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除いて、当該取扱いを適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記することが求められます（本改正適用指針第24-7項）。

また、当該取扱いを適用した投資信託については、金融商品時価開示適用指針で求められる、金融商品のレベル別の時価等（金融商品のレベル別の時価、レベル2またはレベル3の場合の評価技法及びインプットの説明、レベル3の場合の時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報や期首残高から期末残高への調整表等）の注記は求められません。

その代わりに、次の内容を注記することが求められます（本改正適用指針第24-7項）。

- ① 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、金融商品のレベル別の時価等を注記していない旨
- ② 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表価額の合計額
- ③ ②の期首残高から期末残高への調整表（②の合計額に重要性がない場合を除く）
- ④ ②の時価算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳（②の合計額に重要性がない場合を除く）

2. 投資信託財産が不動産である投資信託

本改正適用指針においては、従来時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価で測定していた非上場の会社型不動産投資信託も時価で測定することが求められます。

なお、投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合も、当該不動産が投資信託財産である投資信託と同様に取り扱います（本改正適用指針第24-14項）。

(1) 市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限がない場合

基準価額を時価とします。ただし、時価算定基準における時価の定義を満たす、他の算

定方法により算定された価格を利用することもできます（本改正適用指針第24-8項）。基準価額を時価とする場合当該基準価額で解約等できることから、第三者から入手した相場価格が時価算定基準に従って算定されたものであると判断することができます（本改正適用指針第24-11項）。

（2）市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限がある場合

基準価額を時価とみなすことができます（本改正適用指針第24-9項）。投資信託財産が金融商品である場合と異なり、基準価額を時価とみなす取扱いを適用するための要件の定めはありません。基準価額を時価とみなす場合、不動産の時価の算定は、時価算定基準の対象外であることから、投資信託財産が不動産である投資信託の基準価額が時価算定基準に従って算定されたものであるか否かを判断することは困難であると考えられるため、そのような手続は求められていません（本改正適用指針第24-11項、第49-13項）。

なお、投資信託財産が金融商品である投資信託の場合とは異なり、時価算定日における基準価額がない場合は、入手しうる直近の基準価額を使用するとされています（本改正適用指針第24-9項）。この記載は、公開草案時にはありませんでしたが、投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻度が低く、時価算定日における基準価額がないとしても、取得原価よりは直近の基準価額のほうが有用な情報と考えられるため、追加されたものです（本改正適用指針第49-12項）。

投資信託財産が不動産である投資信託の時価算定の概要を図2に示しています。

図2 投資信託財産が不動産である投資信託の時価算定の概要

上場／非上場	解約等の重要な制限	時価
上場投資信託	—	主要な市場における取引価格
非上場投資信託	なし	基準価額（※1）
		他の算定方法による価格
	あり	基準価額＋調整額
		他の算定方法による価格
		基準価額（※2）（※3）

※1：重要な制限がなく、基準価額で解約等できる場合は、時価の定義を満たすと考えられるため、基準価額が時価算定基準に従って算定されていると判断できます。

※2：基準価額を時価とみなす場合、基準価額が時価算定基準に従って算定されているか否かの判断は求められていません。

※3：時価算定日の基準価額が存在しない場合、直近の基準価額を使用します。

（3）解約等に重要な制限があるか否かの判断

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるか否かの、重要性の判断基準、及び該当しない場合の例示は、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様です（本改正適用指針第24-10項）。

（4）基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の開示

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、投資信託財産が金融

商品である投資信託と同様に、金融商品の時価の開示を他の金融商品と合わせて注記したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除いて、当該取扱いを適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記することが求められます（本改正適用指針第24-12項）。

また、当該取扱いを適用した場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に、金融商品のレベル別の時価等の注記は求められず、その代わりに、追加の注記が求められます（本改正適用指針第24-12項）。ただし、投資信託財産が金融商品である投資信託の場合と異なり、解約等に関する制限の内容の注記は求められていません。

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に、金融商品のレベル別の時価等の開示の代わりに求められる追加の開示内容について、投資信託財産が金融商品の場合と不動産の場合を比較して、図3に示しています。

図3 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に、金融商品のレベル別の時価等の開示の代わりに求められる追加の開示

追加の開示内容	信託財産	
	金融商品	不動産
① 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、レベル別開示の注記をしていない旨	○	○
② 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表価額の合計額	○	○
③ ②の期首残高から期末残高への調整表（※1）	○	○
④ ②の解約等に関する制限の内容ごとの内訳（※1）	○	—

※1：②の合計額に重要性がない場合は開示不要

3. 投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む投資信託

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合には、投資信託財産が金融商品である投資信託または投資信託財産が不動産である投資信託のいずれの取扱いを適用するかは、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断します（本改正適用指針第24-13項）。

(2) 貸借対照表上、持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記

組合等への出資は金融資産であるため、金融商品に関する会計基準では、従来から時価の注記（貸借対照表価額、貸借対照表日の時価及びその差額の注記）を求められていますが、時価を把握することが極めて困難として注記を行っていないケースがありました。本改正適用指針にて、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、当該注記を行わないことができる旨が示されました（本改正適用指針第24-16項）。ただし、その場合には、以下の注記が求められます。

- ① 当該取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針に定める時価の注記をしていない旨
- ② 当該取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表価額の合計額

(3) 適用時期

2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます（本改

正適用指針第25-2項)。

2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から、または、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用することも認められます（本改正適用指針第25-3項）。

(4) 経過措置

1. 適用方法

本改正適用指針の適用初年度においては、本改正適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとされています。この場合、その変更の内容について注記します（本改正適用指針第27-2項）。

2. 開示に関する経過措置

(1) 適用初年度

2019年適用指針第26項の経過措置を適用し、金融商品のレベル別開示をしていなかった投資信託に関しては、本改正適用指針の適用初年度において、金融商品のレベル別開示についての比較情報の開示は求められません（本改正適用指針第27-3項）。

(2) 年度末から適用する場合

年度末から適用する場合、適用初年度においては、以下の注記を省略することができます（本改正適用指針第27-4項）。

- ① 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表（本改正適用指針第24-7項(3)及び第24-12項(3)）
- ② 2019年適用指針第26項の経過措置を適用し、金融商品のレベル別開示をしていなかった投資信託で、基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないものに関する、レベル3の時価の金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表（金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)②）

また、適用初年度の翌年度においても、上記①②の比較情報は、いずれも求められていません（本改正適用指針第27-4項）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。